

新型コロナウイルス感染症防止対策に係る各種自粛・開催制限の段階的緩和方針（国・県基準）

国の目安	外出自粛		クラスター発生施設等への 外出自粛・休業要請		イベント															
	県をまたぐ移動等	観光	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等	コンサート等	展示会等	お祭り（全国・広域）	お祭り（地域行事）												
ステップ① 6/1~ ※一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	○	△	×~△	○	○	○	×	△												
ステップ② 6/19~ ※ステップ①から約3週間後	○	△	○	※人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。 ※クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。	○	○		○												
ステップ③ 7/10~ ※ステップ②から約3週間後			○		○	○														
移行期間後、感染状況を見つ、 8/1を目途としそれ以降 ※ステップ③から約3週間後		○			○	○	△													
備 考				バーやその他屋内運動施設等も含まれる。	【人数上限】 屋内 100 人（屋外 200 人） 【収容率】 屋内 50%（屋外 十分な間隔） ※密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意。	【人数上限】 屋内 1,000 人（屋外 上限無） 【収容率】 屋内 50%（屋外 十分な間隔） ※密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意。	【人数上限】 屋内 5,000 人（屋外 上限無） 【収容率】 屋内 50%（屋外 十分な間隔） ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応。	【人数上限】 屋内 5,000 人（屋外 上限無） 【収容率】 屋内 50%（屋外 十分な間隔） ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応。	【人数上限】 屋内 100 人（屋外 200 人） 【収容率】 屋内 50%（屋外 十分な間隔） ※密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応。	【人数上限】 屋内 1,000 人（屋外 上限無） 【収容率】 屋内 50%（屋外 十分な間隔） ※密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応。	【人数上限】 屋内 100 人（屋外 200 人） 【収容率】 屋内 50%（屋外 十分な間隔） ※特定地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可。	【人数上限】 屋内 100 人（屋外 200 人） 【収容率】 屋内 50%（屋外 十分な間隔） ※特定地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可。	【人数上限】 屋内 5,000 人（屋外 上限無） 【収容率】 屋内 50%（屋外 十分な間隔） ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応。	【人数上限】 屋内 5,000 人（屋外 上限無） 【収容率】 屋内 50%（屋外 十分な間隔） ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応。	【収容率】 屋内 50%（屋外 十分な間隔） ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応。	【収容率】 屋内 50%（屋外 十分な間隔） ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応。	【十分な間隔】 （できれば 2m） ※感染状況を踏まえて判断。	収容人数と収容率でどちらか小さい方を限度（両方の基準を満たす必要あり）。	収容人数と収容率でどちらか小さい方を限度（両方の基準を満たす必要あり）。	収容人数と収容率でどちらか小さい方を限度（両方の基準を満たす必要あり）。

※町の会議開催制限に係る緩和基準については、イベント欄のコンサート等部分を準用する。